

3R推進に向けた取組

名称	全収集運搬許可業者への搬入検査の実施
市町村	静岡県富士市
内容	<p>静岡県富士市では、2015年に策定したごみ処理基本計画において、搬入検査の強化を組み込み、年間10回程度だった搬入検査を月2回に増加し、事業系ごみの削減に取り組んでいる。</p> <p>さらに、10月を「強化月間」とし、期間中の2週間、毎日検査を実施しており、市内全収集運搬業者への検査を行っている。運搬業者に対しては、期間中に検査を受けるよう事前に通知するとともに、収集運搬業の許可更新の際に義務づけている。</p> <p>検査の手順は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none">・前回検査行った日から相当程度経過している運搬業者及び自己搬入事業者、前回検査で指摘事項のあった運搬事業者を中心に検査対象を抽出。・これまでに実績から検査対象が搬入する日を想定し、検査日として設定。・焼却工場プラットホームにて検査を実施。検査対象のごみをプラットホーム内に展開させ、職員が目視にて確認を行う。・受け入れ基準に適合しない許可業者が誤って収集するなどして搬入に至ったのか、排出事業者の分別に問題があったのか収集運搬業者に聞き取りを行う。・運搬業者に問題があった場合はその場で指導を行うとともに、再発防止に努めるよう検査結果の報告を行う。排出業者側に問題があった場合は、収集運搬業者から排出事業者へ分別の協力を依頼する。・複数回指導しても改善が見られない場合は、市が排出事業者に立ち入り指導を行う。 <p>この取組もあり、事業系ごみの搬入は年々減少している。古紙等の資源ごみの混入は大幅に減り、廃プラスチック等の産業廃棄物の混入についても減少傾向にある。</p>